

○地域警察活動指導員運用要綱の制定について

(平成11年2月19日甲通達地第5号)

この度、地域警察官個々の実務能力、執行力等の向上を図るため、別添のとおり「地域警察活動指導員運用要綱」を制定し、平成11年4月1日から実施することとしたので、その効果的な運用に努められたい。

別添

地域警察活動指導員運用要綱

第1 目的

この要綱は、実務経験が豊富で優れた知識、技能等を有する地域警察官を指導員に指定し、地域警察官その他の地域警察活動に関する指導教養を必要とする警察官（以下「地域警察官等」という。）に対する実戦的指導教養及び地域警察活動の現場における同行指導を行わせることにより、地域警察官等の実務能力、執行力等の向上を図ることを目的とする。

第2 指導員の種類

1 技能指導員

職務質問技能指導員、巡回連絡技能指導員及び通信指令技能指導員

2 準技能指導員

職務質問準技能指導員、巡回連絡準技能指導員及び通信指令準技能指導員

第3 指導員の資格

1 職務質問技能指導員

職務質問技能指導員の資格は、警部補又は巡査部長の階級にある者で、次に掲げる要件のいずれも満たすものであることとする。

- (1) 犯罪検挙関係の実績が特に優秀で、高度な職務質問技能を有し、人格及び指導教養能力に優れている者
- (2) 警察庁若しくは管区警察局主催の職務質問に関する専科、研究会、他の都道府県警察への派遣研修等を修了した者又は県本部主催の警察学校専科「職務質問専科」を修了した者

2 巡回連絡技能指導員

巡回連絡技能指導員の資格は、警部補又は巡査部長の階級にある者で、巡回連絡の重要性を理解し、巡回連絡関係の実績が特に優秀で、人格及び指導教養能力に優れているものであることとする。

3 通信指令技能指導員

通信指令技能指導員の資格は、県本部通信指令室の勤務経験を有し、通信指令能力検定（上級）を取得した警部補又は巡査部長の階級にある者で、次に掲げる要件のいずれも満たすものであることとする。

(1) 無線指令及び緊急通報受理の技術が特に優秀で、通信指令に関する指導力が特に優れている者

(2) 通信指令に使用する各種機器の操作に優れている者

4 職務質問準技能指導員

職務質問準技能指導員の資格は、警部補又は巡査部長の階級にある者で、職務質問技能指導員に準じて犯罪検挙関係の実績等を有するものであることとする。

5 巡回連絡準技能指導員

巡回連絡準技能指導員の資格は、警部補又は巡査部長の階級にある者で、巡回連絡技能指導員に準じて巡回連絡関係の実績等を有するものであることとする。

6 通信指令準技能指導員

通信指令準技能指導員の資格は、通信指令能力検定を取得した警部補又は巡査部長の階級にある者で、次に掲げる要件のいずれも満たすものであることとする。

(1) 無線指令及び緊急通報受理の技術が優秀で、通信指令に関する指導力に優れている者

(2) 通信指令に使用する各種機器の操作に優れている者

第4 任務

1 技能指導員及び準技能指導員（以下「技能指導員等」という。）は、自所属の地域警察官等及び第8の規定により派遣要請をした所属の地域警察官等に対し、同行指導、集合教養、学校教養、研修会等の方法により、実戦的な指導教養を行うものとする。

2 技能指導員は、前記1と同様の方法により、準技能指導員に対する実戦的な指導教養を行うものとする。

第5 推薦及び指定

1 技能指導員

(1) 署長及び地域部内の所属長（以下「署長等」という。）は、第3に規定する技能指導員の資格を有する者を、技能指導員推薦書（様式第1号）により、職務質問技能指導員及び巡回連絡技能指導員にあつては県本部地域課長を、通信指令技能指導員にあつては県本部通信指令課長を経由して地域部長に推薦するものとする。

(2) 地域部長は、前記(1)の規定により推薦された者の中から適任者を技能指導員に指定するものとし、当該技能指導員に対して技能指導員指定書（様式第2号）を交付するとともに、署長等にその旨を通知するものとする。

(3) 地域部長は、前記(2)の規定により指定した技能指導員に対して技能指導員標章を交付するものとする。

2 準技能指導員

- (1) 署長等は、第3に規定する準技能指導員の資格を有する者を、準技能指導員推薦書（様式第3号）により、職務質問準技能指導員及び巡回連絡準技能指導員にあつては県本部地域課長に、通信指令準技能指導員にあつては県本部通信指令課長に推薦するものとする。
- (2) 県本部地域課長及び県本部通信指令課長（以下「各業務主管課長」という。）は、前記(1)の規定により推薦された者の中から適任者を選出し、地域部長の承認を得た上で、準技能指導員に指定し、当該準技能指導員に対して準技能指導員指定書（様式第4号）を交付するとともに、署長等にその旨を通知するものとする。
- (3) 各業務主管課長は、前記(2)の規定により指定した準技能指導員に対して準技能指導員標章を交付するものとする。

第6 任期

技能指導員等の任期は、第5の規定による指定の日から当該指定の日の属する年度の末日までとし、再任されることを妨げない。

第7 研修会の開催

各業務主管課長は、技能指導員等のレベルアップを図るため、毎年、研修会を開催するものとする。

第8 派遣要請等

- 1 所属長は、他所属の技能指導員等の派遣を必要とする場合は、技能指導員等派遣要請書（様式第5号）により、技能指導員にあつては各業務主管課長を経由して地域部長に、準技能指導員にあつては各業務主管課長に派遣を要請するものとする。
- 2 地域部長及び各業務主管課長は、前記1の規定により派遣要請があつた場合には、関係所属長と協議の上、派遣する技能指導員等を決定するものとする。

第9 報告

省略

第10 事務担当課

この要綱に関する事務は、県本部地域課において行うものとする。